

下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて

令和2年6月30日

中小企業庁

中小企業庁は、親事業者が下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)第4条第1項第1号、第2号若しくは第7号に掲げる行為をしているかどうか若しくは同項第3号から第6号までに掲げる行為をしたかどうか又は親事業者について同条第2項各号の一に該当する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認められ、かつ、重大な違反行為であると判断した場合には、公正取引委員会に対し、下請法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求める措置請求を行ってきているところです。

下請法違反行為を行っていた親事業者が中小企業庁に対して自発的に違反行為を申し出た場合には、この親事業者の自発的な改善措置が、下請事業者が受けた不利益の早期回復に資すること及び親事業者の法令遵守を促す観点から、申出があった事案について、以下のような事由が認められた場合、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求める措置請求までの必要はないものとして取扱いを行います。

1. 中小企業庁が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。
2. 当該違反行為を既に取りやめている。
3. 当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置(注)を既に講じている。
4. 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている。
5. 当該違反行為について中小企業庁が行う調査及び指導に全面的に協力している。

(注) 下請代金を減じていた当該事案においては、減じていた額の少なくとも過去1年間分を返還している。

関連ファイル

○自発的申出FAQ